

議員提出議案一覧表（意見書）

議員提出議案第16号

新型コロナウイルス感染症の影響に伴う地方財政の急激な悪化に対し 地方税財源の確保を求める意見書（可決）

我が国は、新型コロナウイルス感染症の感染拡大により、戦後最大の経済危機に直面している。その影響は地域経済にも及び、本年度のみならず来年度においても、地方税など一般財源の激減が避け難くなっているところである。

地方自治体においては、医療、介護、子育て、教育、地域の防災・減災、雇用の確保など喫緊の財政需要への対応をはじめ、長期化する感染症対策にも迫られ、地方財政は巨額の財源不足を生じ、これまでにない厳しい状況に陥ることが予想される。

よって、国においては、令和3年度地方財政対策及び地方税制改正に向け、下記事項を確実に実現されるよう、強く要望する。

記

- 1 地方の安定的な財政運営に必要な地方交付税などの一般財源総額を確保すること。その際、臨時財政対策債が累積することのないよう、発行額の縮減に努めるとともに、償還財源を確保すること。
 - 2 地方交付税については、引き続き財源保障機能と財源調整機能の両機能が適切に発揮できるよう総額を確保すること。
 - 3 令和2年度の地方税収が大幅に減収となることが予想されることから、思い切った減収補填措置を講じるとともに、減収補填債の対象となる税目についても、地方消費税を含め弾力的に対応すること。
 - 4 税源の偏在性が小さく、税収が安定的な地方税体系の構築に努めるとともに、国税・地方税の政策税制については、積極的な整理合理化を図り、新設・拡充・継続に当たっては、有効性・緊急性を厳格に判断すること。
 - 5 とりわけ、固定資産税は、市町村の極めて重要な基幹税であり、制度の根幹を揺るがすに影響する見直しは土地・家屋、償却資産を問わず、断じて行わないこと。さきの緊急経済対策として講じた特例措置は、臨時・異例の措置として、やむを得ないものであったが、本来国庫補助金などにより対応すべきものである。よって、今回限りの措置とし、期限到来をもって確実に終了すること。
- 以上、地方自治法第99条の規定により意見書を提出する。

令和2年9月25日

議員提出議案第17号

PCR検査等の拡充を求める意見書（可決）

新型コロナウイルス感染症の感染拡大によって、多くの都道府県で過去最高の感染者数を更新する事態となっている。無症状者による市中感染が拡大しているとの指摘もある中、PCR検査等の体制を全国で大幅に向上させなければならない。

政府は、PCR検査能力の確保を繰り返し言明するものの、感染した可能性のある患者が検査を希望してもなかなか受けられない現状にある。本来、PCR検査等を拡充し、感染者を把握して隔離し、

感染拡大を防止することによって、初めて、社会経済活動と両立することができるようになる。全国的な感染の広がりが見られる中、感染拡大を防ぐために、医師が必要と判断した場合には、症状の有無にかかわらず、PCR検査等を実施できる体制をつくる必要がある。とりわけ、医療従事者、介護従事者、保育士、幼稚園教諭、学校教員をはじめとしたエッセンシャルワーカーの優先的なPCR検査の実施が求められている。

PCR検査等の体制のさらなる拡大と拡充のため、国は財源を確保した上で、実効性ある対策を講じなければならない。保険適用による検査の取扱いの明確化や検体輸送体制の整備、検査機器の配備、臨床検査技師の適切な配置、公的検査機関等の増設及び運営費の拡充、受検者への対応体制の整備などが喫緊の課題となっている。

よって、国会及び政府においては、下記の事項について実現するよう強く求める。

記

- 1 PCR検査等の体制を拡充し、検査を幅広く実施すること。また、検査機器の増設や関係資材を供給するとともに、運営費を拡充すること。
 - 2 検査機関や医療機関の従事者への支援を充実すること。
- 以上、地方自治法第99条の規定により意見書を提出する。

令和2年9月25日

議員提出議案第18号

消費税率を5%に引き下げを求める意見書（否決）

新型コロナウイルスの感染拡大により、地域経済はリーマンショックを超えると言われる規模で深刻な影響が出ている。

この間、政府は2度にわたり補正予算を組み、国民の声に押され、1人当たり10万円の給付や事業者への家賃補助などの対策を進めたが、2014年4月の消費税率8%及び昨年10月の消費税率10%への増税の影響もあり、4月から6月期の国内総生産（GDP）速報値は年率換算で27.8%減と最悪の数値となった。そのため、一時的ではない経済対策が必要不可欠となっている。

消費税は庶民の購買意欲に影響を及ぼすだけでなく、低所得者ほど負担が重くなるため、貧困と格差拡大の助長にもつながることが指摘されており、多くの中小企業、零細企業からは「もともと消費税10%への増税が大打撃であるのに、新型コロナウイルスの影響でとどめを刺された」という声が上がっている。市民からも「新型コロナウイルスの影響で仕事が減り、収入も減った」といった暮らしへの不安の声も上がっている。

国民は外出を自粛していても、食料をはじめとした生活必需品は購入しなければならず、消費税を減税することは、所得の少ない人ほど手厚くなる重要な生活支援策になる。そして、新型コロナウイルスの感染が終息に向かう時期には、最も効果的な消費喚起、需要拡大効果となり、一時的ではない経済対策として大きな力を発揮する。

よって、政府に対して、住民の暮らしと地域経済を支え、また、新型コロナウイルス感染拡大からの経済回復を可能にするため、消費税率を5%に引き下げを強く求める。

以上、地方自治法第99条の規定により意見書を提出する。

令和2年9月25日

議員提出議案第19号

新型コロナウイルス感染拡大防止及び児童・生徒の成長・学習環境の充実のための 少人数学級の実施を求める意見書（否決）

現在、新型コロナウイルス感染拡大が止まらない中で、子どもたちが集う学校現場での万全の対策がますます重要となっている。しかし、感染拡大防止対策の基本である身体的距離の確保、マスクの着用及び手洗いの3つのうち、身体的距離の確保ができないという重大な問題に直面している。

身体的距離の確保は、人との間隔はできるだけ2メートル（最低1メートル）空けることを基本としているが、約8メートル掛ける8メートルの教室の40人学級では、2メートル空けることはおろか、1メートル空けることも不可能で、身体的距離の確保と大きく矛盾している。また、一人一人の体調管理や、感染拡大防止の取組を行う際にも目が行き届かないことも心配される。

このような中、全国で少人数学級の実現を求める声が上がっている。一般社団法人日本教育学会は2020年5月22日、小・中・高校の教員を計10万人増やし、40人学級の抜本の見直しへ議論を急ぐよう提言を発表した。2020年7月3日には、全国知事会、全国市長会及び全国町村会の会長が政府に対して、現在の40人学級では、感染症予防のために児童・生徒間の十分な距離を確保することが困難であるとし、少人数編成を可能とする教員の確保などを求めた。学校に通う子どもの保護者や現場で働く教員からも、少人数学級を実施してほしいという声が次々に上がっている。新型コロナウイルス感染拡大防止及び児童・生徒の成長・学習環境を保障するためには、20人程度の少人数学級が不可欠であり、関係者の切実な願いである。

また、2016年の教育への公的支出が国内総生産（GDP）に占める割合は、OECD諸国35か国中、日本は最下位となっている。

よって、政府に対して、教育に対する公的支出を大幅に増額し、少人数学級を実施するよう強く求める。

以上、地方自治法第99条の規定により意見書を提出する。

令和2年9月25日

議員提出議案第20号

地方自治体のデジタル化の着実な推進を求める意見書（可決）

新型コロナウイルス感染症の感染拡大により、これまで取り組んできたデジタル化の推進について、様々な課題が浮き彫りになった。こうした事態を受け、令和2年7月17日に閣議決定された「世界最先端デジタル国家創造宣言・官民データ活用推進基本計画」において、我が国をデジタル技術により強靱化させ、我が国経済を再起動するとの考えの下、「国民の利便性を向上させる、デジタル化」、「効率化の追求を目指した、デジタル化」、「データの資源化と最大活用に繋がる、デジタル化」、「安心・安全の追求を前提とした、デジタル化」及び「人にやさしい、デジタル化」実現のため、本格的・抜本的な社会全体のデジタル化を進めるとの姿勢を示した。

また、政府の第32次地方制度調査会において、地方行政のデジタル化の推進などを盛り込んだ地方行政体制のあり方等に関する答申が提出され、社会全体で徹底したデジタル化が進むことで、東京一極集中による人口の過度の偏在の緩和や、これによる大規模な自然災害や感染症等のリスクの低減も期待できるとして、国の果たすべき役割について大きな期待を寄せている。

よって、国においては、地方自治体のデジタル化の着実な推進を図るため、下記の事項を実施するよう強く要望する。

記

- 1 法律やガイドライン等により書面や対面・押印が義務づけられているものについて、可能な限り簡易にオンラインで実現できる仕組みを構築すること。特にマイナンバーカードの更新手続について、オンライン申請を実現すること。
- 2 情報システムの標準化・共通化、クラウド活用を促進すること。また、法定受託事務についても、業務プロセスの標準化を図り、自治体がクラウドサービスを利用できる仕組みを検討すること。
- 3 令和3年度から令和4年度までに全国の自治体で更新が予定されている自治体情報セキュリティークラウドについて、導入時と同様の財政措置を講ずること。
- 4 今後の制度改正に伴うシステム改修を行う際には、地方の事務処理の実態を正確に把握するとともに、地方公共団体の負担にならないよう十分な人的支援及び財政措置を講ずること。

以上、地方自治法第99条の規定により意見書を提出する。

令和2年9月25日

議員提出議案第21号

防災・減災、国土強靱化対策の継続・拡充を求める意見書（可決）

現在、世界は異常な気象変動の影響を受け、各国各地でその甚大な被害を被っている。我が国でも、豪雨、河川の氾濫、土砂崩落、地震、高潮、暴風・波浪、豪雪等、自然災害の頻発化・激甚化にさらされている。このような甚大な自然災害に事前から備え、国民の生命・財産を守る防災・減災、国土強靱化は、一層その重要性を増しており、喫緊の課題となっている。

こうした状況を受け、国においては、重要インフラの緊急点検や過去の災害から得られた知見を踏まえ、国土強靱化を加速化・進化させていくことを目的に、国土強靱化基本計画を改定するとともに、重点化すべきプログラム等を推進するための「防災・減災、国土強靱化のための3か年緊急対策」を策定し、集中的に取り組んでいるが、その期限が令和3年3月末までとなっている。

現状では、過去の最大を超える豪雨による河川の氾濫・堤防の決壊、山間部の土砂災害等により多くの尊い命が奪われるなど、犠牲者は後を絶たない。今後起こり得る大規模自然災害の被害を最小限に抑え、迅速な復旧・復興へとつながるよう、防災・減災、国土強靱化はより一層、十分な予算の安定的かつ継続的な確保が必須である。

よって、国においては、下記の措置を講じるよう強く要望する。

記

- 1 令和2年度末期限の「防災・減災、国土強靱化のための3か年緊急対策」のさらなる延長と拡充を行うこと。
- 2 地方自治体が国土強靱化地域計画に基づき実施する対策に必要な予算の総額確保を図ること。
- 3 災害復旧・災害関連予算の確保や補助対象の拡大を図るとともに、国土強靱化のための財源を安定的に確保するための措置を講ずること。また、その配分に当たっては、社会資本整備の遅れている地方に十分配慮すること。

以上、地方自治法第99条の規定により意見書を提出する。

令和2年9月25日

